

公益社団法人本庄市シルバー人材センター就業規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人本庄市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の設立趣旨を踏まえ、正会員(以下「会員」という。)の就業に関する事項を定める。

(努力義務)

第2条 会員は、お互いの経験、能力及び人格を尊重し、協力しあって会員自身の創造性を発揮し、就業の機会を広げながら、生きがいを高め、その健康と福祉の増進を図るとともに、センターの発展に寄与するものとする。

(処遇の平等原則)

第3条 センターは、会員の信条、社会的身分、門地、性別、思想、宗教などの理由で、その就業などの面で非合理的な差別取扱いをしない。

第2章 就業

(仕事の配分)

第4条 センターは、仕事の発注があった場合、その適性と妥当性及び会員の希望を考慮した上で請負い、あらかじめ仕事の内容、就業期間等仕事の諸条件を会員に明示して、その同意を得て配分する。

(就業時間)

第5条 会員の就業時間は、会員の健康と福祉を考慮して1日8時間を上回らないものとする。ただしセンターは職務の性質、就業場所、季節などの事情により、その始業、終業時間、休憩時間、休日等の基準について別に定めることができる。

(配分金)

第6条 会員の就業に伴う配分金については、就業の都度、仕事の時間と内容等に見合っただけ個別に提示し、原則として毎月月末締切、翌月15日支払いとする。その基準については、別に定めるところによる。

(就業上の注意事項)

第7条 会員は、就業にあたり次の点に留意する。

- (1) 就業にあたり、その安全、衛生の面で常に配慮し、事故防止などに努力するものとする。
- (2) 工作中は、あらかじめ指名されたリーダーの指示に従って、お互いに協力し合って就業すること。
- (3) やむを得ない事情で、請負った仕事に就業できないときは、必ず事前に届け出て、発注者に迷惑をかけないように努めること。
- (4) 仕事上知り得た秘密事項及び発注者の不利益になることは、他人にもらさないこと。

(求償権の行使)

第8条 会員が故意又は重大な過失により、発注者に対して損害を与えたことにより、センターが該当発注者に対して賠償を行ったときは、センターは、その会員に対して賠償を行った範囲内において、求償を行うことができるものとする。

(就業終了)

第9条 会員は、次の場合に該当するときは、その就業を終了する。ただし、就業の終了にあたり、センターは会員に対し予告するものとする。

- (1) 本人から就業を取り止めたいという申し出があったとき。
- (2) 就業の定められた期間が満了したとき。
- (3) 天災地変、その他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能となったとき。
- (4) 本人の就業が、その健康と福祉に反すると認められたとき。
- (5) 会員として、センターの名誉と目的に著しく反する行為があったとき。

第3章 安全・衛生

(措置義務)

第10条 センターは、会員の就業に当たりその安全、衛生面で常に配慮し、事故防止などに努力するものとする。

(健康診断)

第11条 センターは、会員の就業に際し、その健康と福祉の増進のため、必要に応じて健康診断を行うものとする。

2 健康診断の結果、特に必要があると認めたときは、会員に対し就業を一定期間禁止するか、あるいは就業時間、職種の変更などを行うことがある。

第4章 傷害補償、損害補償及び福利厚生措置

(傷害補償)

第12条 センターは、シルバー人材センター団体傷害保険に加入し、会員の就業中などにおける傷害については、保険約款の定めるところにより補償されるものとする。

(損害補償)

第13条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、会員の自己負担額は1,000円とする。

2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したとき等「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

(事故防止措置報告義務)

第14条 会員は、第12条及び第13条の事故等があった場合、別紙の事故防止措置報告書を作成し、センターへ速やかに報告する義務がある。

(福利厚生)

第15条 センターは、会員の生活感の充実のために、レクリエーションその他の福利厚生活動を行うこととする。

第5章 雑則

(規約の改廃)

第16条 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成31年2月15日理事会)

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

別紙（第 14 条関係）

事故防止措置報告書

年 月 日

公益社団法人
本庄市シルバー人材センター
理事長 様

会員番号 :

氏 名 : 印

この度の事故に関し、下記のとおり報告いたします。

記

| | |
|--------------|---------------|
| 事故日時 | 年 月 日 時 分 頃 |
| 作業内容 | |
| 場 所 | |
| 事故形態 | 傷 害 ・ 賠 償 責 任 |
| 事故内容 | |
| 事故原因 | |
| 事故防止 措置内容 | |
| ※確認欄 | |

注：※欄に当事者は記入しないこと